

決議案第1号

ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議

地方自治法第112条及び岩倉市議会会議規則第13条の規定に基づき、
上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和4年3月4日

岩倉市議会議長 伊藤 隆 信 様

提出者

岩倉市議会議員

宮川 隆

梅村 均

柳谷規子

谷平敬子

ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議

世界中が新型コロナウイルス感染症への対応に追われている最中、ロシアは、2月24日、国際社会の度重なる警告を無視し、ウクライナへの全面的な侵攻を開始した。さらにその後、民間人を含め多数の犠牲者を出し続けている。これは、明らかに国連憲章に違反し、世界の安全保障と国際秩序を脅かす侵略であり、核兵器の威力を背景に威嚇し、武力で侵略する行為は断じて容認できない暴挙である。

よって、本市議会は、ロシアによる攻撃とウクライナの主権侵害に強く抗議するとともに、ロシア政府に対し、武力行使の即時停止とウクライナ領土から直ちに全ての軍隊を完全に撤退させること及び誠実に国際法を遵守し、平和的に対応することを強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月4日

岩倉市議会